



## 火災予防条例の一部が改正されました

平成25年8月15日、京都府福知山市花火大会において発生した火災を教訓に、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は「露店等の開設届出書」の提出を義務付けることを内容とした条例改正を行い平成26年7月1日から施行します。

### 【改正内容】

#### ◆「多数の者の集合する催し」に際し消火器の準備が必要です。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、このような催しに際して対象火気器具等を使用する者に対して、**消火器**の準備をした上で使用することが義務付けられました。

※「多数の者の集合する催し」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより、混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しを指し、集合する者の範囲が個人的つながりにとどまる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）は該当しません。

※対象火気器具等とは・・・気体燃料を使用する器具（ガスコンロ、ガストーブ等）  
液体燃料を使用する器具（自家用発電機、石油ストーブ等）  
固体燃料を使用する器具（薪ストーブ、かまど等）  
電気を熱源とする器具（電気コンロ、電気ストーブ等）

※消火器・・・エアゾール式簡易消火具や住宅用消火器は認められず、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応するものを準備してください。

#### ◆対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、届出書の提出が必要です。

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署へ「**露店等の開設届出書**」の提出が必要となります。多数の露店が開設される場合、個々の露店主が個別に消防機関へ提出を行うのではなく、露店等の開設を統括する者、イベントの主催者等が取りまとめて消防機関へ提出してください。

※「露店等の開設届出書」は人吉下球磨消防組合ホームページからダウンロードできます。

（問合せ先）人吉下球磨消防組合	中央消防署	0966（22）5241
	東分署	0966（38）0119
	西分署	0966（32）0119
	北分署	0966（37）2119
	中分署	0966（24）1243